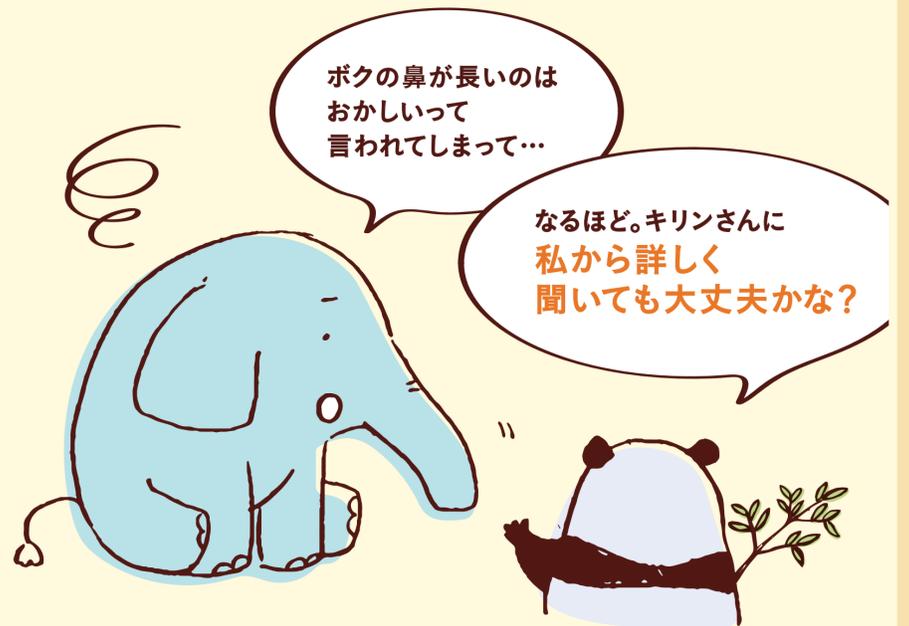


ひとりで悩まずまず相談



1 窓口で相談してみよう

相談員は相談者の承諾なく口外せず、プライバシーを保護します。相談したことを理由に相談者に不利益が生じることがないように、細心の注意を払います。



2 相談者に事実確認をします

相談員は受けた相談を、社内での対応プロセスに則り、適切に取り扱います。相談者の承諾なく対応を進めることはありません。事実確認などの具体的な対応を望まれない場合は、お話を聴くだけで、対応を終了することもあります。



3 行為者に事実確認をします

相談者の意向を確認し、会社が必要と判断した場合は、人事的な対応や、処分などを行うことがあります。



4 事後対応をします

相談者の意向を確認し、会社は再発防止を行います。

ハラスメントを受けたら、見かけたら 相談しよう窓口で。

人権の尊重に関する基本方針

職場環境

私たちは、お互いに一人ひとりの違いを認め、すべての社員が持っている力を発揮できる職場環境づくりを進めます。

ハラスメント相談窓口

- ① 自社の「相談窓口」、または **上司**
- ② **阪急阪神ホールディングスの「ハラスメント相談窓口」**

○直通電話: 06-6373-5008 ※平日 9:00~17:30(12:00~13:00を除く)

○封書: 〒530-0012 大阪市北区芝田1-16-1

阪急阪神ホールディングス株式会社 人事総務室人事部(人権啓発担当)宛

阪急阪神ホールディングス